

(案)

業務請負契約書

1 業務名 令和8年度南近畿土地改良調査管理事務所 庁舎等清掃業務

2 履行場所 奈良県吉野郡大淀町下渕388-1

3 履行期間 令和 8年 4月 1日から
令和 9年 3月 31日まで

4 請負代金額 ¥ (消費税込み)
(月額 別紙のとおり)

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 奈良県吉野郡大淀町下渕388-1

氏名 分任支出負担行為担当官
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 印

受注者 住所

氏名 印

契 約 条 項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭紙を含む。以下同じ。）に基づき、作業要領に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び作業要領を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、特別に事情がある場合で、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委任又は下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、特別に事情がある場合であらかじめ、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(監督職員)

第4条 発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）は、この業務の適正な履行を確保するため、立会い・指示・その他適切な方法により監督するものとする。ただし、監督職員は、作業中に受注者の作業員に対して直接指示を行わないものとする。

(貸与品)

第5条 発注者から受注者への貸与品は、別に定めるものとする。

(業務を履行しない日)

第6条 受注者は、作業を次の各号に掲げる日には行わなくてもよいものとする。ただし、必要に応じて監督職員の承認を得たうえで、業務を履行しない日を変更するものとする。その場合は、同月内の業務の履行を要する日と入れ替えるものとする。

一 毎週火・木・土・日曜日、祝日及び国民の休日

二 12月28日から1月4日まで

(業務を履行しなかった日の措置)

第7条 受注者が前条に定める日以外にこの契約を履行しない場合は、次の算出方法により得た額を減額するものとする。

$$\text{減額} = \text{月額} \times \frac{\text{契約の履行をしなかった日数}}{\text{契約の履行を要する日数}}$$

(非常の場合の処置)

第8条 受注者は、天災その他の事故により施設又は設備等が滅失したとき若しくはき損したとき並びに盗難が発生したときは、直ちに発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の指示を求めて臨機の措置をとらなければならない。

但し、緊急やむを得ないときは、必要な処置をとった後、発注者に通知しなければならない。

3 前2項の処置に要した経費は、発注者の負担とする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、受注者の故意又は過失により施設及び設備等を滅失し、又はき損したときは、発注者の指示に従い自己の負担において損害を賠償しなければならない。

(契約金額の請求支払)

第10条 受注者は、毎月10日までにその前月分請負代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

発注者は、前記の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

(解除権)

第11条 発注者は、受注者がこの契約において、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。この場合、1か月以上前にその旨を受注者に通知するものとする。

また、第四号から第八号までに該当するときは、何らの催告もしないものとする。

- 一 この契約に違反し、又は正当な理由なく義務を履行しないとき。
- 二 この契約の履行について、受注者又は受注者使用人等に不正の行為があったとき。
- 三 受注者が契約の解除を申し出たとき。
- 四 受注者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 五 受注者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 六 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 七 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

するなどしているとき。

八 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第12条 この契約において、次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告無く契約を解除できるものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第13条 受注者は、第11条第四号から第八号及び第12条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 受注者は、第11条第四号から第八号及び第12条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

第14条 発注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させることができるものとする。

2 受注者は、再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除できるものとする。

第15条 発注者は、第11条、第12条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、受注者へ何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、第11条、第12条及び前条第2項の規定により本契約を解除された場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第16条 受注者又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めた場合は、この契約を解除することができるものとする。この場合、1か月以上前にその旨を発注者に通知するものとする。

(解除に伴う措置)

第18条 この契約を解除したとき、この解除により生ずる未済部分に対しては、第7条の例により減額するものとする。

(その他)

第19条 この契約及び別紙清掃業務作業要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者が協議して定めるものとする。

別 紙

令和8年度月別勤務回数及び請負代金

南近畿庁舎(月・水・金)		
	回数	請負代金
4月	11	
5月	11	
6月	13	
7月	13	
8月	13	
9月	11	
10月	12	
11月	12	
12月	11	
1月	11	
2月	12	
3月	13	
合計	143	